

加古川市作付転換奨励補助金交付要綱

令和5年10月26日産業経済部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市地域水田農業ビジョンに基づく需要に応じた市場競争力のある米づくりと水田の有効活用による地域の実情に応じた特色ある産地づくりの推進を図るため、予算で定める範囲内において作付転換奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の請求)

第5条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

【別表】（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	加古川市地域水田農業ビジョンに基づく需要に応じた市場競争力のある米づくりと水田の有効活用による地域の実情に応じた特色ある産地づくりの推進を図る。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内の農業団体および加古川市地域水田農業ビジョンに定める担い手リスト掲載者
	対象となる事業	<p>(1) 作付転換奨励補助金 農業団体に属する農家および加古川市地域水田農業ビジョンに定める担い手リスト掲載者のうち集落営農組織による転作作物の作付面積。 ただし、自己保全・調整水田等の不作付け地・果樹等の永年性作物・地力増進作物及び景観形成作物については、補助対象外とする。また、1年に2作を実施した場合は、1作のみを助成の対象とする。</p> <p>(2) 担い手加算奨励補助金 加古川市地域水田農業ビジョンに定める担い手リスト掲載者による麦・大豆の作付面積。1年に2作を実施した場合は、1作のみを助成の対象とする。</p>
補助金の額	単価は予算の範囲内で調整（減額）するものとする。 100円未満は切り捨てるものとする。	
	(1) 作付転換奨励補助金	500円/10a
	(2) 担い手加算奨励補助金	1,000円/10a